

# **公募型プロポーザル方式による 大物公園維持管理業務委託募集要項**

**令和 8 年 2 月**  
**尼崎市**  
**(公園計画・21世紀の森担当)**

公募型プロポーザル方式による  
「大物公園維持管理業務委託」募集要項

## 1 業務の目的

大物公園は、「多世代が集う憩いの場、遊びの場」をコンセプトとして再整備を進めており、芝生広場、インクルーシブ遊具等、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせる機能を備えた公園として新たに生まれ変わるものである。

本業務は、公園の適切な維持管理の実施と地域活性化に資する事業を実施することにより、公園利用者が日常的に快適かつ安全に利用できる環境を確保するとともに、大物公園の特色を踏まえた魅力ある運営を図ることを目的とする。

## 2 公園の概要等

### (1) 公園名称（所在地）

大物公園（尼崎市東大物町1丁目）

### (2) 面積

15, 400 m<sup>2</sup>

### (3) 主な施設、設備

芝生広場、遊具広場、SL広場、トイレ、空気膜遊具、パーゴラ、ベンチ等

※別紙「大物公園平面図」参照

## 3 業務名及び業務内容

### (1) 業務名

大物公園維持管理業務委託

### (2) 業務内容

#### ① 維持管理業務（仕様書に基づく基礎業務）

- ・清掃、除草等の日常的な維持管理
- ・芝生管理（季節管理、更新作業、踏圧対策等）、樹木等の植物管理
- ・安全管理及び施設の適切な管理

※別紙「仕様書」のとおり

#### ② 地域活性化事業（提案型業務）

- ・大物公園の特性（芝生広場、遊具広場、築山等）を活かし、公園の利用促進及び周辺施設との連携により、公園の価値を高める取組について企画提案を求め、協議のうえ実施する。

※年度を通じて複数回の実施を想定する。（中規模：2回、小規模：3回、詳細は別紙「仕様書」のとおり）

#### 【提案内容の例】

- ・芝生広場等を活用したマルシェ・キッチンカー出店を核とし、親子向けミニ体験や

ステージ等を組み合わせた賑わい創出の取組。

- ・周辺施設・事業者と連携し、回遊性・周遊性の向上を図る取組。
  - ・季節行事や地域で開催される行事と連動した取組（地域団体との協働実施、来訪動線を公園へつなげる企画等）。
- ※例示であり、これらに限定しない。

#### 4 業務期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日までの期間

ただし、業務実績を良好であると判断した場合には、最長3カ年契約を更新することができる。

#### 5 提案上限額

金額は【11,169,000】円とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

※維持管理業務10,169,000円と地域活性化事業1,000,000円を合わせた総額とする。

#### 6 参加条件等

##### （1）参加条件

- ① 本要項及び仕様書の内容を理解し、履行する意思を有する者
- ② 本業務を円滑に遂行できる技術力・体制を有する者
- ③ 地域協働の実施に必要な調整力・企画力を有する者
- ④ 日本国内に本店又は主要拠点を有する法人であること

##### （2）参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者
- ③ 暴力団排除条例に規定する暴力団及び密接関係者に該当しない者
- ④ 国税および地方税に滞納がない者
- ⑤ 会社更生法または民事再生法の適用申請がなされていない者
- ⑥ 本業務を一括再委託しない者（部分的な再委託は事前承認が必要）

##### （3）参加形態

参加者は、以下のいずれかの形態とする。

- ① 単独事業者（法人）
- ② 複数の法人により構成される事業者グループ

なお、②の形態で参加する場合は、以下のa～fを満たすこと

- a. 構成員の中から、提案と契約の主体となる代表構成員を1者選定すること。
- b. 代表構成員は、事業全体の統括及び本市との連絡調整を担うものとする。
- c. 構成員は、本件に応募する他のグループの構成員となることはできない。
- d. 事業提案書提出後の構成員の追加・変更は、原則認めない。

- e. 複数企業で役割分担する場合は、構成員間で事業役割に関する協定書を締結し、本市へ提出すること。
- f. 協定書には、構成員全員が本業務に関し本市に対して連帶責任を負う旨を明記すること。

## 7 審査方法、審査項目及び加算点

### (1) 審査方法

本市が設置する事業者選定会議において、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに審査・評価のうえ、最も優れた1者を候補事業者として選定する。

### (2) 審査項目

- ① 維持管理の品質
- ② 安全管理の品質
- ③ 地域活性化の内容
- ④ 費用対効果

※別紙「大物公園維持管理業務 評価項目」参照。

### (3) 加算点

市内事業者、市内在住者の雇用に関して加算点を設ける。

## 8 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかにすべての参加者に通知するとともに、本市ホームページで公表する。なお、この通知は審査結果を通知するものであり、本業務の委託事業者を決定するものではない。

## 9 契約の締結

候補事業者として選定された者は、本市と本業務の内容に係る協議を行い、内容を確定させた上で本業務に関する契約を締結すること。なお、候補事業者が、契約締結までに以下の事由のいずれかに該当した場合はその選定を取り消し、契約を締結しないことができるものとする。その場合、次点の参加者を候補事業者とする。

- ① 参加資格を喪失したとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 正当な理由がなく、契約の締結に応じないとき。
- ④ その他、契約の締結が適当でないと判断されるとき。

## 10 スケジュール

### (1) 募集要項の配布 【公募の期間】

令和8年2月6日（金）から令和8年2月27日（金）まで

なお、募集要項や提出書類等の関係書類は、ホームページからダウンロードできる。

- (2) 質問書受付の期限 午後5時必着  
令和8年2月16日（月）
- (3) 質問回答の公表  
令和8年2月20日（金） 【予定】
- (4) 参加申込書及び企画提案書提出期限  
令和8年2月27日（金） 午後5時必着
- (5) プレゼンテーション審査  
令和8年3月9日（月）～13日（金） 【予定】
- (6) 審査結果通知  
令和8年3月18日（水） 【予定】
- (7) 契約の締結  
令和8年4月上旬 【予定】

## 11 参加手続き

- (1) 各種様式等の提出先  
尼崎市 都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当  
住所：〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階  
電話：06-6489-6530  
電子メール：ama-kouen21mori@city.amagasaki.hyogo.jp  
※電子メールにて提出の場合は、電話にて到着確認を行うこと。
- (2) 参加及び企画提案に関する手続き  
本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を令和8年2月27日（金）午後5時までに提出すること。  
① 参加申込書兼誓約書【様式a】  
② 参加申込書兼委任状等（代表企業を除く構成企業ごとに作成）【様式b】  
③ 企画提案書 表紙【様式1】  
④ 企画提案書【様式2】  
⑤ 見積書（費用内訳書）【任意様式】  
⑥ プレゼンテーション資料【任意様式】  
⑦ 会社概要（パンフレット可）【任意様式】  
⑧ 実績資料（類似する事業実績を中心に、A4版1枚程度にまとめた資料）【任意様式】
- (3) 質問書の受付及び回答  
① 質問方法  
質問がある場合は、令和8年2月16日（月）午後5時までに、質問書【様式3】により、電子メールで提出すること。  
なお、件名は「大物公園維持管理業務委託プロポ質問（法人名）」とすること。

## ② 回答

質問に対する回答は、質問者を特定しない形で、市ホームページにて公表する。

## 12 留意事項

### (1) 提案・応募に関する事項

- ① 提案は、本業務全体に関するものとし、一部のみの提案は認めない。
- ② 提出期限後の書類の提出、質問、内容の変更等は認めない。
- ③ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- ④ 提出書類は返却しない。

### (2) プレゼンテーションに関する事項

- ① 提出資料に基づき行うこととし、未提出の書類は使用しないこと。
- ② 各提案者の持ち時間は、20分程度とする。(質疑応答除く)
- ③ 紙資料のほか、モニターを使用することができる。
- ④ モニターは本市で用意するが、PC等の機器が必要な場合は持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションの詳細は、後日通知する。

### (3) 審査に関する事項

- ① 審査結果は、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価して決定する。
- ② 審査の経過及び採点内容に関する質問には一切応じない。

### (4) 契約・業務実施に関する事項

- ① 本業務は、令和8年度当初予算の成立を前提として実施するものであり、予算が成立しなかった場合には、本要項に記載する内容は変更される可能性がある。
- ② 本業務は、令和8年5月2日に公園の供用が開始されていることを前提としているが、不測の事態により供用開始時期や供用開始する範囲が変更となる可能性がある。  
なお、供用開始時期等が変更となった場合は、当該変更期間に相当する業務は原則として実施しないもの（減工）とし、契約金額は減額変更する。減額変更の対象となる業務内容は、当該期間における日常管理工、維持管理作業、遊具広場工とし、減額の算定は仕様書に定める業務区分ごとの積算（回数・頻度等）に基づき行う。
- ③ 要項に記載する内容は、不測の事態によって変更される可能性がある。なお、これに伴って生じた損失について、市は賠償の責を負わないものとする。

### (5) 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案上限額を超過した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 参加資格を欠いていることが判明した場合
- ⑤ プロポーザルの趣旨に合致しないと判断される場合

### 13 参考

- (1) 阪神大物駅周辺地区における公園・緑地再整備基本方針

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/026/996/1kouennryokuchikihonhousin.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/026/996/1kouennryokuchikihonhousin.pdf)

#### 【回遊・連携の範囲】

本市が想定する回遊・連携の範囲は、上記を参考に、当該エリア内の施設・団体等との連携可能性を踏まえること。

- (2) 大物公園隣接地（旧社協会館跡地）等の活用事業者の募集について

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi\\_seibi/koen/1042061.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi_seibi/koen/1042061.html)

#### 【事業概要】

小田南公園に阪神タイガースファーム施設を誘致した小田南公園整備事業をはじめとして、阪神大物駅周辺における公園・緑地の再整備・機能再編による「にぎわいの創出」や「地域の活性化」に向けた取組を進めている中、大物公園隣接地（旧社協会館跡地）について事業用定期借地による貸付を行い、飲食・物販施設（カフェなど）及び駐車場を整備するとともに、大物公園の一部について Park-PFI 制度により飲食・物販施設と一体となった公園施設を整備するための事業者を募集するもの。（2月5日現在：再公募に向け調整中）

以上



## 別紙「大物公園維持管理業務 評価項目」

大分類		内容
維持管理業務	維持管理の品質	園内清掃について、仕様に定める回数を前提に、実施時期・方法・頻度・実施体制が具体的に示されているか。
		除草および芝・草地管理について、仕様に定める回数を前提に、実施時期・方法・頻度・実施体制が具体的に示されているか。
		軽作業について、実施体制が具体的に示されているか。
		維持管理について、品質向上に向けた独自提案がある。
	安全管理の品質	施設等(遊具、施設、樹木等)の安全確認の方法が明確か。
		空気膜遊具における事故防止について、具体的な対応が示されているか。
		園内での危険行為や迷惑行為に対して、具体的な対応体制が示されているか。
		苦情や人身事故、第三者被害が発生した場合の初動対応、報告経路、責任者が明確か。
		安全管理について、品質向上に向けた独自提案がある。
地域活性化事業	地域活性化の内容	公園の特性を活かした利用提案がなされているか
		年間スケジュール案は効果の期待できる内容であるか
		周辺公園・施設等との連携案が示されているか(回遊性向上策)
		多世代(子ども、子育て世帯、高齢者)が参加できる内容となっているか。
		広報や集客について、公園の魅力を発信できる内容になっているか。
	費用対効果	提案内容と費用のバランスがとれているか

※上記項目の合計に対し以下の加算を行う

- ・市内事業者:5%加算
- ・準市内事業者:3%加算
- ・事業実施に際して市内在住者の雇用を実施する事業者(本事業に従事する従業員のうち、60%以上であること):5%加算